

鳥獣捕獲等事業の変更の認定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項により変更の認定をしたので、第 18 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示します。

認定鳥獣捕獲等事業者

名称 広島県薬業株式会社

住所 広島県広島市西区商工センター3-4-25

代表者の氏名 吉村 元亨

有効期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日